

## 公売

### ■ 期間公売のお知らせ

町税などの滞納処分として差し押さえた動産を公売します。

#### ▼ 入札期間

3月12日(日)・15日(水) 17日(金) 午前9時～午後5時

#### ▼ 入札場所

町税務課窓口

#### ▼ 落札者の決定方法

売却区分番号ごとに、最高額で入札した人を落札者とします。

※最低見積価格以上の入札に限る。

### ■ 公売財産

#### ▼ 売却区分番号①

- ・ 物品名 油圧ショベル(ヤンマー)
- ・ 型式 V i o 30 - 3
- ・ バケット容量 0・10立方メートル
- ・ 最大積載質量 310キログラム
- ・ 製造年月 平成17年11月



▲ 売却区分番号① 油圧ショベル

- ・ 最低見積価格 70万円
- ・ 公売保証金7万円を入札前に納付してください
- ・ 特定自主検査切れ

#### ▼ 売却区分番号②

- ・ 物品名 普通自動車(ホンダ)
- ・ 初度登録 平成25年6月
- ・ 型式 D B A ・ G E 6
- ・ 総排気量 1・333リットル
- ・ 走行距離 218・295キロメートル
- ・ 色 ホワイトパール
- ・ 最低見積価格 5万5千円
- ・ 公売保証金不要
- ・ 車検切れ(令和4年12月1日)
- 下見会のご案内
- ・ 日時 3月12日(日) 午前9時～午後5時
- ・ 場所 甲佐町役場南側駐車場
- ※町は公売財産に対して瑕疵担保責任は一切負いません。
- ※現況有姿で引き渡します。



▲ 売却区分番号② 普通自動車

町税務課 ☎096-234-1112(内線113)

## 税

### ■ 令和5年度から固定資産税・軽自動車税の納付方法が拡充

令和5年度から、固定資産税および軽自動車税(種別割)の納付書にeL番号やeL・QRを印字して納税者の皆さんに送付します。このeL番号やeL・QRを利用してスマートフォンやご自宅のパソコンから電子納税ができるようになります。

#### ▼ 納付方法

- ・ スマホ決済アプリ納付：納付書に印字されたeL・QRを、アプリで読み取って決済します。
- ・ クレジットカード納付：地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」にアクセスし、画面に従って操作します。
- ・ ダイレクト納付：eL T A Xを

### 固定資産税などの納付方法が拡充します



詳しくは町税務課までお尋ねください

利用して事前登録した口座から決済します。

- ・ インターネットバンキングなどによる納付：金融機関が運営するインターネットバンキング、またはATMで納付します。
- ・ 地方税統一eL・QR対応金融機関窓口(ほぼ全国の金融機関)で納付できます。

詳細は「地方税お支払サイト(利用者向けホームページ)」をご覧ください。



▶ 詳細はこちらをチェック!

※納付に係る通信費や一部のスマホ決済アプリおよびクレジットカードカード納付の手数料は利用者の負担となります。なお、領収証は発行されません。

※車検用納税証明書の提示については、原則不要となります。

### ■ 令和5年度の固定資産税4期割の納期限を変更します

今回の納付方法拡充に伴う一部金融機関のシステム改修などにより、令和5年度に限り固定資産税4期割の第1期の納期限を5月31日(水)日に変更します。また、納期限の変更に伴い、納税通知書は4月下旬に発送します。

町税務課 ☎096-234-1112(内線113)

国民年金

学生は保険料納付の猶予が受けられます



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

■20歳になったら国民年金への加入手続きが必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。学生の人も20歳になった時から対象となります。

また、勤務先を退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。退職者に扶養されていた配偶者や収入が増加したことで扶養から外れた配偶者も、国民年金への切り替え手続きが必要です。

令和5年度の国民年金保険料は、1万6520円（月額）です。前納制度を利用すると割引が適用されます。保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。期限

までに保険料を納めないと、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

■学生納付特例制度

学生は、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料を未納のままにしていると、老後や万一のけがなどで障がいが残ったときに、年金が受けられない場合があります。納付が難しい場合は学生納付特例制度を活用しましょう。承認期間は4月～翌年3月です。申請は2年1カ月前の納付分までさかのぼることができます。申請には、学生証または在学証明書が必要です。特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間に計算されますが、給付金額には反映されません。

納付期限から10年以内であれば、未納期間をさかのぼって納付できる追納制度もあります。将来受け取る年金額は支払った保険料に応じて決定されます。未納がある人は追納制度をご利用ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

096・367・8144

国民健康保険

■国民健康保険被保険者資格に異動があったときは届け出を

世帯主は、自分の世帯員に国民健康保険の資格異動（転入、転出）があった場合、14日以内に必ず町へ届け出をしなければなりません。届け出が遅れると、保険給付が制限されることもありますので注意しましょう。

職場の医療保険に加入している人以外は、国民健康保険に入る必要があります。3～4月は、就職や退職などで異動が多い時期です。忘れずに届け出をしましょう。

※国民健康保険税は、届け出をした日の月からではなく、国民健康保険に加入した日（転入日や社会保険の資格喪失日など）の

月にさかのぼって納める必要があります。

■国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日まで

現在、国民健康保険被保険者の皆さんが持ち前の被保険者証の有効期限は、7月31日（月）です（短期証を除きます）。

令和5年度の新しい被保険者証は、有効期限が切れる前に世帯主あてに簡易書留郵便にて送付します。

■あんま・はり・きゅう治療券の発行について

町では、国民健康保険加入世帯を対象に、町と協定を締結した施術業者ではり治療などを受ける場合、1回の治療に対して10000円の補助が受けられる治療券を発行しています。

令和4年度の「あんま・はり・きゅう治療券」の使用期限は、3月31日（金）です。令和5年度の治療券は4月3日（月）から発行します。国民健康保険被保険者で治療券が必要な人は、町住民生活課窓口で申請してください。

▼申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証

国民健康保険の資格異動は届け出が必要です



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線103)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線108)